



茗會文錄

六

1 普 5
409
6







茗會文談卷之六

目錄

- ① 多賀碑
- ② 楠公墓
- ③ 家隆卿墓
- ④ 觀音命日
- ⑤ 刑法
- ⑥ 追放
- ⑦ 磔



⑧ 火あぶり

⑨ 盗賊

⑩ 博奕

⑪ 永牢

⑫ 久離

⑬ 窮民

⑭ 徒罪

⑮ 小普請

⑯ 丹生山田

⑰

⑱ 狐妖



茗會文談卷之六

錦城 大田元貞才佐 著

① 多賀碑

奥州多賀城坪碑

陸奥國宮城郡風土記

坪碑在鴻之地為故鎮守府門碑惠美朝橘立  
之見雲真人清書也記異域本邦之行程令旅人  
不為迷途

私曰此碑いつのころよりか土中よりつゞも



これ知る人あしさるよよりて中頃の哥は  
其名而已残りて見えざるを讀り然るは近  
年の城のあちを掘らめ玉ひて此石碑  
ふく、びせよ現る今彼城蹟は立ねられて  
諸人の見る所一字の磨滅なく筆跡甚れ奇  
古みくして筆墨をこのむ輩これに歎美すも  
かや

和泉式部

うけひまゝ遠つらめや、陸奥の

心つくゝの坪の石碑

後拾遺

頼朝

陸奥の坪の石碑ありとまゝ

何り齎してさういあまらん



此州之西

石厚左南方一尺

多賀城

去京一千五百里  
去蝦夷國界一百廿里  
去常陸國四百十二里  
去下野國界二百七十四里  
去韃靼國界三千里

西

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守得暉從四位  
上勳四等大野朝臣東人之所置之也天平宝字六年  
歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上二部省  
卿兼按察使鎮守府將軍藤原惠見朝臣舊  
修造也

天平宝字六年十二月一日

石高六尺五寸

石幅三尺四寸

石厚右北方二尺五寸

②楠正成墓

攝州湊川北坂本村にあり

碑表曰

嗚呼忠臣楠子墓

碑陰曰

忠孝著天下日月麗天地無日月則晦蒙否塞  
人心廢忠孝則亂賊相尋乾坤反覆余聞楠



公諱正成者忠高節烈國士無双蒐其行事不可  
概見大抵公之用兵審強弱之勢於幾先決  
成敗之機於呼吸知人善任体士推誠是以謀  
無不中而戰無不克誓心天地金石不渝不為  
利回不為害戕故能興復王室還於旧都諺曰  
前門拒狼後門虎進廟謨不臧元兇接踵搆殺  
國儲傾移鐘虜功垂成而震主策虽善而弗庸  
自古未有元帥妬前庸臣專斷而大將能立功  
於外者卒就義託孤寄命言不及私自非精忠

貫日能如此整而假乎父子兄弟世篤忠貞節  
孝萃於一門盛矣當今王公大人以及里巷之  
士交口而誦說之不衰其中有大過人者惜哉  
載筆者無所考信不能登揚其成美大德耳右  
故河泉撰三州守贈正三位近衛中将楠公贊  
明徵士舜水朱之瑜字魯珥之撰勒代碑文以  
垂不朽云云元禄辛未年水戸黃門卿建焉



塔石高さ三尺八寸横一尺六寸腹一尺五寸  
亀形幅二尺長さ三尺其幅同面の臺輪石  
高さ六寸中段石高さ二尺幅五尺四寸四分  
土臺石高さ五尺方一丈四面  
土臺の下の地をほりて古棺をうづむるの  
棺中より一尺二寸の圓鏡とあまゐるの鏡  
の裏より銘あり面の如し

圓鏡

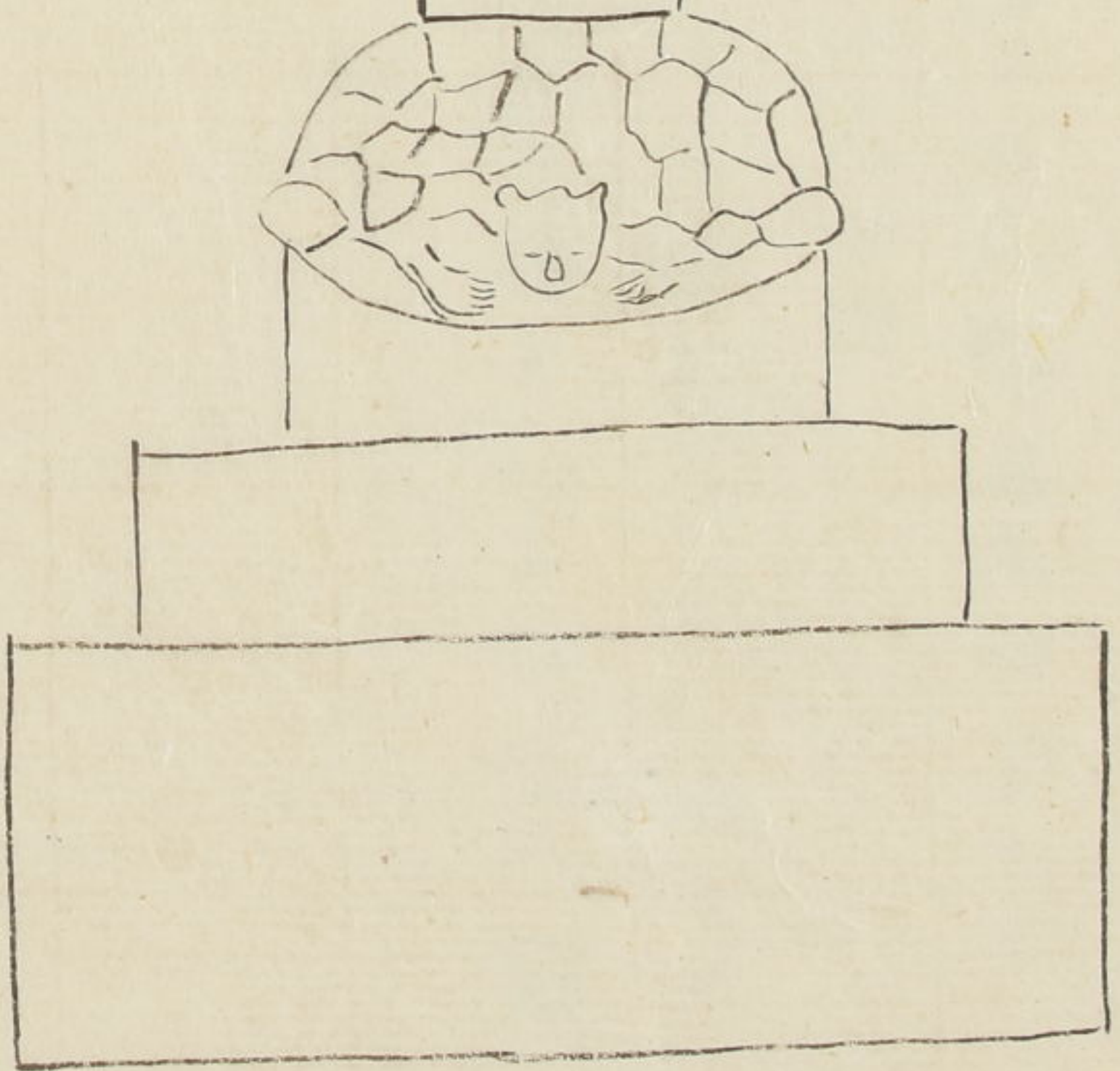
一尺二寸

一尺二寸

楠正成  
源光圀造



嗚呼忠臣楠子之墓



③ 家隆卿墓

從二位家隆卿は壯年まで後世の勤もあつて  
が老て病もあつたれ出家し玉ふたりや七十九  
歳の時天王寺に詣て次の年觀よりて臨院の  
本願に歸依し他事なく念仏申され四月八日宿  
執や催されけん七首の和歌を詠せられけ  
る。



ちまり何れ、難波の里よ宿り来て  
浪の入日を弥おろこつるうふ  
ふこの海を雲井よあまして詠れ  
遠くもあらぬ弥陀の國み  
ふろつあく頼む誓ひ、むくらこの  
九品の蓮のうへもあけけす  
花うきて有りあまりの玉の緒ハ  
こころさして救へらせの誓ひよ  
憂ものも我故郷を出てねども

難波のよよのあうらまうらな  
あここと少七十度唱へて終りまは  
とれも聞人道ひんあん  
かんたうり契りまうらあみと佛を  
知らすうあまき年をへまける



從二位家隆卿墓碣銘 并序

夫和歌王者之德也國風之始也通乎三才分乎  
六義託素蓋八雲之神詠祖宗於人九赤人二仙  
自尔而後其道英傑代々不乏人出其類拔其萃  
不群之思飄逸之詞獨步古今者其只公平公姓  
藤原諱家隆歷事七朝叙從二位累官至宮内卿  
其先出于開院左僕射冬嗣公祖考猫間黃門清  
隆卿賜采壬生建公相踵食邑故号壬生二位考  
權中納言太宰權帥光隆卿妣太皇太后宮權亮

實兼朝臣女初公從寂蓮遊大夫人道釋阿門執  
弟子礼每就尋譯和歌真弓然直訪大意不必  
究細故俊成恒歎曰不意後生能至於斯也其將  
以和哥鳴乎可謂未來哥仙矣元文二年春三月  
勅撰新古今和哥集五輩俊彦元曆喜選公  
居其一數遇後鳥羽上皇眷注時名与定家抗衡  
貞永元年冬定家奉旨奏新勅撰集々中采掖家  
隆和哥最多當時以為采上皇願政事暇与撰政  
良經公論國風事公奏請家隆末代人麻呂也



欲學此道宜師其風。體焉。繇是。賢聲高。蜚鴻業。  
日漸西行。上人自詠三十六番偈。哥是曰。御裳濯。  
川宮川哥合請。俊成定家判之。縹緗修飾。每自隨。  
身一日。携去授公。日精微。蘊盡在此。書口位。徃生。  
自期有願。後生知哥如公者。其可得耶。我有所石。  
謹以奉遺也。松殿僧正行意疾。寫假寐。忽夢詣。  
志。貴山毘沙門見一神人。呼行意名。唱一首朗誦。  
之聲。感憑心耳。驚覺病乃瘳。其哥公建保年中。  
九月十三夜。侍內宴。所詠。河日哥也。其妙通鬼神。

如此矣。嘉禎二年冬十二月。嬰疾。罷官。落髮。自。  
稱曰。仙性。年七十有九。浪迹荒陵北。擇不食地。謝。  
絕人緣。遁跡閑遠。游心東邦。三年夏四月八日。自。  
詠七首和歌。蓋取諸悔罪之意。詰且。澡浴更衣。  
住日想觀。西刻端坐。合掌如睹真身之迎接。安詳。  
而逝。報齡八十歲。富葬其居。植以松標。歲寒心。  
使人永懷。勿剪云。今也。四百有餘歲。遺址猶存。然。  
而荆棘之所。穢鞠為愁。豎之區。近日詞客之徒。  
翹慕德音。欲勒堅眠。以文設節。祭以饌。得後勿。



廢而正辭於予嗚呼予之不敏豈能足紀公之總  
哉不得已遂銘其詞曰

休矣先達含華体立詞華言葉一時哥仙元久  
奉勅撰集慎微芳蘭吐藁明錦脫機上喜其  
忠竈查非一鳳契龍。歟。敵。贊。階。往。古。百。代。作  
者。孔。多。迨。今。有。聞。言。能。幾。何。荒。陵。之。丘。君。子。所  
魁。北。登。蕪。織。可。為。流。涕。其。身。既。歿。斯。文。未。喪。咨  
公之績万世彰彰

享保第六龍集重光赤奮若秋九月下澣東寺捨

校法務東大寺別當兼華嚴宗長史安井門主  
大僧正道恕撰竝書

④ 觀音命日

世五十八日を觀音の日とす

乙七

勝尾寺の觀音を妙觀といふ人宝龜十一年七月  
十八日より僧俗童ふとある人とし千手の像四



天王等三十日刻に終りて八月十八日妙觀  
うせり彼ふ人を見すも是より國俗十  
八日を觀音の日とすもちより元亨釋書に見  
④  
宝龜十一年より安永四乙未年まで凡九百九十  
五年あり

⑤ 刑法

物ぞよ祖制を守らせ玉ふハ國家の美事なり

いく久しくあくあらまほきそよ思ふは  
はあれを吳竹のよのこそげき中ふハ  
らうむべきひとゆのあままきまのあらす  
くしすて良法といへども年を積みてハ  
るらあり又ハ其始すらしのらむひ  
大よまぬりやもありらむひ  
るらむてわのづららぬるもあ  
り照君むり先規をかこ守らせ玉ひ  
めしあらありまも三河の御時七閏八



州の御時七閨ヶ原後七ハものぶせおのづうら  
変更あらしてハ叶はぬのありけらしさらハ難波  
の軍の後もまゝその前セはうけらせ玉ふらセ  
ちりりあらざる也され七月もふく日セもふく  
神ざうせ玉ひてもせり隠退の御身あれはさ  
まてりけりたる御政もまてへらざる其後ハ  
ハ寛永の始め少し儀式の変更ありしのうまし  
あふそハ難波の前のうらと守らせ玉ふらす  
し心やぬりとはくふまよしもあふらす刑

罰の一事よていはじ

⑥ 追放

追放てふ刑ハ國もとる人のするにさまを天々  
下ろしめす御政ハいちつれふく國もとる  
人ハあつさまある民をころすハいちあつら  
國もしてよあつさま事ぢぢハよそあつハいらて  
いろはむちてあむあひうつを餘可あし又さ



るにむしり出て殺されんは七もらくも七よそへ  
あづかるよりけり天に下るるめす御身あり  
はうちそのけぢめあつてきりいづろよそも  
あつてよそは遠近のへどてあつてくあつて  
あつてよまほむのあつてあつてはるそ

⑦ 磔

よりつけてふ刑をそいぢいといましくけれ人の

命をもちばなりきびくまそ七あらうそ七ねを  
ねろろし七思はぬものいけむりいとま  
きめうせとりもあつて、ろそ七あらうそ七  
はりつけ七いふ七、腹つづき七あつて七  
のよて首きりても腹つづき七腰きりても腹つづき七  
七ふん七いぢけら七然らば不仁七いぢ七  
七西洋の國々ありする七さ七あんな七さる七國  
あつてはるそ七もろろし七磔七いふ刑ハ七あつて七殺  
しとるのら七を引さるす七あつて七ありける七愛七七の



はりつけちにかはぬり又陵遲七いふいそま  
ま形あり是もんとぬる世よはらまりけし

⑧ 火あぶり

火あぶりもいそまき刑ありされそ家やれ  
ば人のやけしぬる多し人をやまろしそま  
かみれに火つけくるものをやま殺すにうちつ  
けよそそりあるそちを人いふぬせら

のそやけて人のしぬ時いかにあるそま  
べて暴虐ふる人の人をやまろしそまにぬ  
ろしそまとめし多しそに刑罰の法よそま  
とる事ハ王莽が禁如の刑七名付てせしめよ  
りよふらぬとめしそ

⑨ 盜賊論

主のとりうを盗しそものハろろの多少よ

そ手



らす殺すを王法こちいふらゆの王法有り  
あまりは王法のきびしきゆゑ盗まぬても得う  
つとへぬ主を今におほき  
す又て人の命をとつとをこが御指を切るむら  
りよおほさんるそあるその民の父母よりけ  
れ

⑨ 盗賊

ひどりの御代あは途に遺るるを拾はずちるそ  
うけとまはれいらよちや今太平の御世まで白  
晝に人の腰のものふちるるのものを奪ひちる  
とぬもの、都會の地よみちくるとつうさんら  
るぬを得たらぬのちうはねあそに其名知人  
数さるるざあるらまくとさへしりつ、ちぬる  
すよちん有りけるわらにねほやけあらぬの  
こちしてひとふるよ氣業のやうなねほえりこ  
ちくちらへぬをぞみだれとるせよとよ信長



朝臣の法令まびしくして一國は盜賊多く戸を  
ぬ御せとうとひよまいつせうとき事ものほう  
まうし

ある人のりえんおの小盜をさるさずハ大盜  
をちらつんちまあるごあつてつせうとらる  
しそは大ひあるひがらそあめり小盜多ければ  
大盜ハあつらう其中よりあひつづるありま  
と大盜ハ常もあらずあげん人まればあり小盜  
は目でちめてふげん人日ごそは數をらすとら

らの多少ハ人の分よあるものありふげきに多  
少よよろずとらるハ千貫盜まればも家の業は  
疵つらぬものもあり十貫うむはれてやがてう  
ゑらハあるハせんまづあつて家路も得ら  
へらではかれやと類ひもあり心まをひて淵は  
身を沈むるもあつてし小盜をしてまほざりまみ  
ゆるすへまらそらは是をころくくらんハ  
一日の内まあし得づきものを  
ちうへ得る時つらまづま上より見ゆし



玉へばこそ斯くまで数多くハありこれそれ  
ニふく首を剣らぬんハい七口をくくもつて佐  
渡の國八丈が島ふせへ流しやらんをいつより  
よべき其中ハ大罪を流し小罪をゆるしてんて  
人ふ思ふてしされ七外の病をけりてぬす  
こハあらぬ病をぬに小罪をゆるすべから  
ず

⑩ 博奕

博奕ハ時々嚴禁ありて之はくちろるどゆあ  
れせやめらして又おろるより禁のゆきせき  
かくきものまや禁のちろるあるまや

⑪ 永牢

永牢をいふものをつくりおらばいつに阿ま  
き是ハ罪人をううがへさどある牢まあらで



罪さどまりて後殺すにいとあしゆるせば又罪  
つらるべきものどもとこれおらんれりちり  
まに半年或は三五年遠きは十年何るに終身七  
ちあをさどめて平民の家業あるもの、あやま  
ちて博奕の罪おしゆるるも半年より三年ま  
む心何らどまりまは限るもゆるす又しあら  
とあらずハ終身もゆるるべし

外は家業あるひとあるは博奕もて妻をはぐ、  
むもの又亡命の家あまものハ罪うろしちても

こゝまハ得るを流身よるるらん

博奕盗人あらぬ亡命のともがらすて無頼の  
もの爰よつれてよきもの多うまごも今の世の  
追放てふ罪人ハみおく爰よるそ

里むらひ村むらひあむハさやる咎もあらぬ  
ハ七もつくもありせん



無頼の子弟を親属らうつゝ出て籍をのぞく  
ありあててゑ、よいつれてよし人よ従ひて年限  
あまつし心とよ改まらば籍をのぞく迄もあし  
限をちてしんぶくよりし何とあてし何らと  
あらずに終身もろしおよその、るたらびの者  
えんむくをはちれて何をすまきうに願ひのま  
よ籍をのぞき追うち玉ふにひちよ盗をせ  
よ火つけをせよもねくへ玉ふあてあらんつゝ  
まのねくや

十三 窮民

ひとり身の窮民あり、乞食かとの露の命を  
つあぎ得ぬものらちし、よいらんせぬかふ  
あらばゆきまじし  
さらば古への悲田院のあもあまきあまじし



⑭ 徒罪

永牢にあつて常の牢より、ゆるやうはあつて  
門禁の厳しくして地面にや、ひろらう  
て罪人のくまゝにすらく牢病てふものつて  
るめやうよ、ゆるまほしき

おのそい、いさめのとめのまゝけせさるゝ  
さてくひもの朝でちよ米二合を粥よ煮て鹽  
のえをえへてあこぶし是ちても露の命いつ  
ふきつゝし

又煮賣するものよねほせて其ものより葉をい  
れさせてこらぐつを罪人よつらうせ 夕でちよ  
らつようつて一食とあこぶ此そつものいと鳥  
はさうりもつらうす 何よてもうまきかぎりと禁  
じてほく魚あらめやうのものあるごとつてむ  
るもの、食を得おこるもの、食を得す心よ  
まうまうし

こらぐつの外何よてもよし得るこらあるよ  
のハ、ひえらうりてよ



永牢の中より博奕に似たる事と云く禁あり  
し心の何らと云らぬをいふ事は時々に答を用  
ゆべし

かくて永牢の罪人多くありたに一合ありても  
よね多く費せしむのづから民の課役あり也  
とやうされせむげくむりいあらざるし時々  
とらう違ふれ家やられあむするもの絶てせよ  
あくまらまはしは

⑮ 小普請

小普請てふものに五刑の外されせあほいあり  
への法罪の心ありべしされは年限のあきてそ  
いせ心むらぬらざされあはれこの罰はあきり  
るる人あのかく身をせめあやまちをくみて後ま  
いりりて忠を望し功をとて、この何やまち  
を補ひて先祖の名をくどさじものをせはげみ  
あに忠の罰にまらちまよまらへりて大あき



御尊にあらざりし其子孫たるものも、いつて父祖  
のあやまちを補ひ家をたもつて取をすらんも  
思ひて学問藝術よ心を碎き身をつしりふ  
べ是もいせよらんめりされ七年限あき故よと  
まよまよとめし出さるゝも、われ七天津星  
の敷の中のひちつふつされにあよそはあそ  
び君よつうへまつらんのあらまゝに絶はて  
ぬめり

又世のつちめはあしあそくの外まゝまよらひ

はあしといせやつれてほりけんも、かあま人は  
あしいうゝ身をふようよ思ひたりて障の駒よ  
すて鞭打てあらぬさるをせぬるもあしうゝ  
れば自棄ふ病を上よりつけ給ふよりけれ  
是はまは其身よねひくる罪をればいうはせ  
んるもよいとまゝまものハ永代小普請よりけ  
りかのが身よは罪をけれせ彼自棄の家よあひ  
出てよのらぬる七のこ見あらひて仕途の望こ  
ハ絶たせるとれば何をまあひあさむるも



ふんうまれふがらのこよものよきりてあり  
てせよやすき身ありておのりりこれによ  
りてものよきとして玉ありあゝるこよもの  
の多しありていよゝゝ市町のこよものらあつ  
まりて志けて蔭をとのむりさればこよもの  
は日よましと多しありぬごしあつてに御專の  
あしつらつりて人をそてあふちびまよて  
え

まゝの家まゝとしのあゝゝ世のつとめをいそふ人

ら病者よりていつたりてこひ平めてあつら  
よいるもありけらしよるもの病者いづくせ  
んさもあらを先祖より世々の御專みの露あえ  
おひ出らる身のくさを結ふ志あつて只おのり  
身のやすきを求むるやゝよあまごきあゝるこ  
がひはあちよ首をたねめ玉ほんくしくま  
れけるま<sup>ウリセハ</sup>りちし弊をいづくしてまはんやま  
づひときはあゝの垢とあらひすゝゝそ後法  
はさざおんけれ



大赦あざあらん序よその中よおゆき罪ゆりし  
人のうをのぞきて輕き罪又永代て小孫らを  
ろちくくゆりしなして玉ひてさて三年五年より  
十年の年限を定めて三十年を限りてして其子  
孫らに例よはらざるめしつらはせ玉はんよふ  
ぢやあのうちてくるものよハふるべきもこの  
年限より罰のりすきとせん疑のあらんよ  
ハ俸禄を多く減くともよき兒よや角の  
罪ハ一人よちにありてともひるの身をすし玉

ふちもその子孫をすて玉はぬるそあるもの仁  
政あるべけれ人を罪する事せずそそうけ玉  
はりし

照君の御時よもかく罪ありて禄をよめし人々  
露うらむる心あくいうで功もて罪を贖ひてふ  
とび君まつらへまつりて御恩をひらひ奉ら  
んしてあん御軍のよひをもちて死を軍前よ  
あらそひくらにあらそひめくらへさせ玉ひし  
もの其數をしらざるそ刑罰のあつへハやく



をあるべき

⑥ 丹生山田

摂州西成郡丹生の山田といふ、郷の名あり其  
中より十二村あり入梅利左衛門、その内上谷上  
村より居り又下谷上と云あり佐久間字左衛門と  
いふもの、大同の頃より今も断絶ふと家内は  
大同頃より一間天井小竹と云あり一各板

屋七といふ

又下村は鷲尾といふものあり是は壽永より一谷  
の案内せしもの、すゑよりと云

⑦ ウテツ

津輕の北の海辺よりつていふ村あり此一村  
は蝦夷人のすむありその人耳は環あり二重  
ありありそびす國の風多くくらの、ごもそ  
。 陷



宅篇は斯國の婦人に目を穿ちて環を帯ふるも  
二十餘枚ありありとありて西南夷の俗ふ  
り  
然るは宋の呂希哲のいつるに今儒者婦人をい  
ましめて目を穿たざらむ即莊子を引て古よ  
り耳を穿つての風ありて今之の儒者をそりい  
めり

然れども人の体とそてあひてのざりとつく古  
よりありて夷狄の風ありてあつてもろく

の風を日本の習俗より見れば夷風なり

⑥ 狐妖

余むろし狐妖論篇をつくりしを或る人の見て  
笑ふていふ天下に理外の事多しおのれがらづ  
うある知見は合点のむろと決然としてあま  
事ちあまは誠は井蛙の見もいふて狐の妖を  
あまはゆるりし日本古今歴を有るるもあまを



おのれひちりふしそいふべけんや

余思ふは天下理外の事あり我知見の至らぬよ  
り我知のくらめを知らずして俄に理外の事あり  
りちちよハ近頃席忽の至り是纔ある知見を  
至りちちし天下の事を理内理外と分ち出すふ  
り是則井蛙の見ふちし狐ハ易詩に書ていよ  
く妖怪の詭あり古注も只よく疑ふものとの  
ミツアリ司馬晉以来狐妖の詭あり朱子も世  
の人の言よつれて狐ハ媚讒也宜へり此獸ハ外

の獸よりさたまき性ある故に疑ふるも余の獸  
より甚だし火をこぼし石を打あせの伎倆はあ  
り人をむかう人よ取つく人よばけるあせハさ  
らよあまらるちあり

或は婦人産後血亂し目とへて治しける折くら  
床上に牛の繪の掛ものをつりく打詠めて又亂  
心しかよえするにざ皆牛あり家内をあくか  
ぢらき祈禱をとのみけるよ山伏のいつるハ是  
狐の付くるちりていひくより又狐の己ざをふ



し終に狐つきよあしおほせけり初より牛は旬  
論狐も知らぬ事よて此病婦の心七世のあらは  
し七より出来るあり其上世上人々のいふ狐ハ  
あし十よ八九ハ直よ見なひるよあらすして  
傳聞のこころまの實よありハ又狐よあらすして  
まづらう作り出すありありハ祈禱者又ハ賣  
僧坊主のこころへ出して其料錢をちさほるふ  
リ

只人よやきやふりよてまじ一の小蟲をおそれ

敬ひてあらぬ空言を女くらべのまじく信じ自ら  
罵よあらんよりハ陳訴が拘虚晤言よ狐智不  
過善疑兎狡不過窟股字あていつり古人も余  
よ同くまありとよろこばし

玄中記といふ書よ狐五十歳能變化為婦人百歳  
為美女千歳即与天通といつりこの書ハ晉の郭  
璞といふ算おきの編る書よて妄誕不經をらま  
あつめたり

ある僧のいひハ狐の妖をあすとハ天竺よて



いちぬまをこちいへり是元来陰陽師祈禱者のい  
ふところを今時縉紳庶士の誇するに実ふべき  
より尤わろまら玉藻といふ女は狐よて天竺  
よて班足太子のつらの神唐土よては幽王の后  
褒姒とあり後より殺生石とよりよりあやといふ  
の類ひを鼻も動さずうそりあふりうける  
うそばあしとつあろて知れくる事ふよと知ら  
おつらんや高妙の理とて  
むくし文徳帝の御前へ狐の出たりしは御まづ

から弓矢をとり玉ひて射殺しとまりしとて文  
徳安貝録に書のでらる後世の如く狐とあるれ  
とまはた射殺し玉ひたして置官位をさづけ玉  
ふつ又ハ大般若經轉讀し玉ふくし是はくし  
狐女といふを証拠ふるべし



